

(コーディネーター)

それでは、事業番号 8 番、消防団運営事業について作業に入ります。

それでは、事業シートに基づきまして、簡単に 5 分程度で説明をお願いします。

(説明者)

それでは、事業番号 8 番、消防団運営事業についてご説明いたします。

まず消防団ですが、消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき設置される消防機関で、平常時、異常時を問わず地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う組織です。

消防団員は、生業の傍ら、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき消防活動を行うもので、火災発生時における消火活動を初め、地震や風水害等の災害発生時における救出・救助活動や警戒監視、避難誘導、災害防御活動等のほか、平常時においては、訓練や応急手当の普及指導、住宅などの防火指導、特別警戒、広報活動等に従事します。また、武力攻撃災害があった場合にも、国民保護法に基づき住民の避難誘導等に当たります。身分につきましては、火災現場で退去命令や立ち入りを禁止することができる法的権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

地方自治体は、当該市町村区域における消防を十分に果たす責任があり、消防団を含む消防機関は、災害から市民の生命、財産を全力で守らなければなりません。その中でも消防団は地域に密着した存在であり、災害時には大きな動員力を有していることから、大災害時における役割は重要です。平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、日頃から地域に密着した活動経験を活かし、倒壊家屋から 958 人もの人々を救出する活躍があり、大災害時における人命救助において、改めて消防団の重要性が認識されました。本市においても、昭和 53 年 4 月に発生した津田山火災で、消防団の 10 分団すべてが消防本部と協力して、3 日間にわたり、可搬ポンプによる消火活動や樹木の伐採による延焼防止活動等に従事しました。

本事業の事業費ですが、平成 21 年度決算では消防団員報酬、消防団員退職手当や出動訓練等費用弁償及び車両購入費等で、3,329 万 6,000 円。消防団員の活動経費として、172 万 8,000 円、あと各種負担金につきまして、1,985 万 3,000 円、人件費を除きまして、5,487 万 7,000 円となっております。本市の消防団の今の人数ですが、平成 22 年 4 月 1 日現在で、500 名の定員に対して 478 名の消防団員が在籍しており、うち 20 名が女性消防団員でございます。枚方市消防団は、高齢化や活性化等において課題はあるものの、地域防災の一翼を担っていることから、消防団運営事業については市民生活の基盤である安心、安全のまちづくりに寄与する事業だと考えております。

以上で説明を終わります。

(コーディネーター)

はい、ありがとうございました。

それでは、消防団の事業について少し確認をいたしますが、消防団については、非常勤特別職の地方公務員ということで、月額報酬が支払われているということですね。これは支払わなければならないものなんですか。

(説明者)

はい、支払わなければならないです。

(コーディネーター)

これは、法か何かの定めがあって支払ってるんですね。

(説明者)

地方公務員法の規定に基づいて報酬を支払っています。

(コーディネーター)

そうですね。はい。その次に、費用弁償、報償金とありますけど、これについても同じく法の定めで支払わなければならないものなんですか。

(説明者)

はい。退職報償金につきましては、消防組織法の 25 条によって。

(コーディネーター)

いいんですよ。退職報償金については法律で支払わなければいけないもの、そういうことでいいですね。

(説明者)

費用弁償も支払わなければならないと理解しておるんですけども。

(コーディネーター)

費用弁償って、そこに行くための実費だとかという位置付けだと思うんですが、これだと何か、時間に対して支払われるみたいに見えますけども、そういうことでよろしいですか。

(説明者)

活動の手当として支給するものですが、総務省消防庁からの指針であるとか、他市の状況等を踏まえて規定しているということなんです。

(コーディネーター)

わかりました。

それでは、ご質問のある方、いらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

(仕分け人)

実際、消防団という仕事は、今、一体どんな仕事をされてるか簡単に教えて下さい。

(説明者)

火災や水害の際に出動して、消火活動や物資の配布活動、あるいは歳末の特別警戒等のパトロール、あるいは自主防災会が行う訓練への参加、あるいは地域のお祭りの警備等にも従事しておりますし、応急手当の啓発活動等もっております。

(仕分け人)

今のご説明の中で、参加された場合には、消防団には全部費用弁償、日当が付くわけですね。出たら。

(説明者)

いえ、そうではありません。

(仕分け人)

例えば、本番になったら当然のことと思いますが、訓練、例えば啓発、それから自主防に出た、これは全部費用弁償が出るわけですね。

(説明者)

今言われました分につきましては、費用弁償は支払っておりますが、ただ、夏祭りとかの警備とか、そういう分については、ボランティアでやっていただいている部分もあります。

(仕分け人)

当然それはもう、ボランティアでいいと思いますよ。自主防の訓練に出てきたときに、これはほとんど全部ボランティアですよ。やってるのは。消防団が出てきたら手当が付くと、各種団体の中でもたくさんボランティアがあると思いますよ。民生にしても何でも。それなのに消防団の優遇というのは、私はちょっと異常だと思います。それと、この月額報酬なんですけど、多い方でも13万、少ない方でも年間6万出てるという。これは本当にそれだけの月額報酬を出さないかんだけの業務をやっているのか。消防団と

いいますと、ほとんど 80%が勤めている方が多いんじゃないですか。家におられて、いざというときに実際間に合うかということじゃなしに、ほとんどが勤めていると思いますよ。その中で準公務員につながるか知りませんが、これの報酬については、私はちょっといかなものかなと。これはやっぱりどうしても地方から直してもらわなければいけないんじゃないかと。478名、大きいですよ、この金は。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

(説明者)

消防団につきましては、ボランティアということで、本人の意思を尊重して任用するわけですが、実際には、歴史的にいわれる常備消防が整備されるまでは、事実上消防の中心であった。法律が改正されて消防団になってからでも、30年間で例えば500人を超えるような殉職者が出ておりますし、この中にも賞状や金を挙げておりますけれども、そういう形で非常に危険を伴う業務でもありますし、またボランティアということで、今日は都合が悪いから出ないとか、そういった種類のボランティアではなくて、やはり常備消防と連携をして、一つの指揮命令下で組織的に活動を行うことで効率的に火災を防ぐ、消火する、そういった意義のあるボランティアといいますが、そういう意味では、きちんと消防機関として確立しているものでありますので、報酬についても手当にしても支給すべきというふうに考えております。

(仕分け人)

そしたら、消防団というんは、僕が実際見た目では80%の方が勤めておられる、いざとなつて実際間に合いますか。それともう一点、例えば自主防で訓練してる中で、うちはこれだけの消防団でいいですよと、地域の消防団だけで応援してもらいますよということでありながら、よそからもたくさん来ると。こちらは言うてないですよ。それでも来るということは、これは手当てを付けやないかん。その辺のシステムをね、だいたいこの消防は、ほんでこれ年金も付くんですわ。退職金はあるわけですね、年金はないわけですね。今言うてる、その辺のややこしいところは、実際自主防は今きちっとやっていますよ、これ、45校区。実際いうて、消防団が自主防をリードしてるか、僕は、実際いうて悪いけど、していないと思います。自主防がリードしてやってるような、僕はそう取りますが、その辺も踏まえて、この手当とか報酬とか、ほとんどの団体はみんなボランティアでやっているということですから、枚方市も改めてもうて、今後考えてもらわないかんと思うんですが。その辺どうですか。

(説明者)

枚方市外に勤めを持ってらっしゃる消防団員の方が多いです。実際枚方市内でお勤めされてるだとか、枚方市内で商売をされているという方は半分くらいです。そういった

ことで、必ずしも団員の100%の力、時間帯にもよるんですけど、発揮できるかという点では、これは課題になります。ただ、その点も含めて消防団活動を今後どのような形で活性化していくかというのは、確かに今おっしゃったように、昔からの消防団の活動の仕方というのと、それから阪神・淡路以降の大規模災害を中心に地元で即戦力、即応できる消防力という意味で見直されてきている消防団、そのあたりも意識改革といえますか、あり方の変革が求められている時期であることは間違いないと思います。ただ一つ、よく誤解されていますのは、消防団といえますと完全に地域の人自分たちだけで寄ってやって、素人さんの集団のように思われているんですけども、実は常備消防は非常に高度な設備や技術を使って、消火活動、防災活動に当たる常備消防ですね、密接に連携を取りながら、その指揮下で管轄下で十分に活動しようと思うと、これは非常に高度な施設、設備の操作能力と規律、こういったものが求められます。そうでないと、消防がまるっきり素人さんを使って消火活動をするというのは不可能ですので、そういう意味では、日常の訓練がどうしても重要になるということで、訓練に行っている姿はなかなか市民は見れませんので、その点でいかに消防団の活動を見ていただくか、していただくかということも、これからますます取り組まなければならないと考えております。見ていただければ、今おっしゃったような点も、ある程度納得いただけるかなと思います。

(仕分け人)

私は納得しませんで、これは。実際いうて、消防体制が、やはりちょっと市民との対話が欠けているんじゃないかな。消防署自身が、私は市民との対話がちょっと離れているような気がします。私の見方で。そうすると、やっぱり消防団もそうなの違うかと。最近のお巡りさんの方がずっと市民と対話してますよ。この頃、お巡りさんの方が市民との対話、密着も私はしてると思いますよ。消防署というシステム、消防署自身ももっと襟を正して市民との密着をしてもらわないと。その中の消防署ですからね。私の日頃の見てる中での今の意見ということで言わせてもらってますが、やはり手当、費用弁償については、日額の部分については検討していただきたいなと思います。

以上です。

(仕分け人)

私は唯一の神戸出身で、阪神大震災を経験しているんですけども、実は私の住んでいる地域に消防団という組織がございまして、非常に激震区に近いところで目の当たりにして、今でも涙が出てきますけれども、助け出すのに素人なんですね。ですから危機というのはやはり、私、経験者から言わせていただきますと、いつ起こるか分からない危機に対して、やはり備えることをわきまえていかないと、これは人命にかかわることですので、是非とも縮小じゃなくて、もっとどちらかというと、しっかりとしたもの

を構築していただきたいと。そのためにはやはり、今7割まで会社員が増加しているということでしたら、是非とも、その消防団に参加するような若い力であるとか、そういったものを募集するキャンペーン、そういったものに力を入れていただきたいと。それからもう一つは、スクラップ・アンド・ビルドなんですけれども、要らないところ、都市部でここは必要ないだろう、消防署が管轄するであろう、というところを見直していただいて、組織を少し縮小するというのも必要なのかなというふうに思うんですけれども。消防署でカバーできるというところと、消防団でするところというところで、しっかりと分けさせていただいて、危機管理は手を抜かず、お金も私は削減をやめていただきたいと思っております。

(説明者)

おっしゃったとおり、災害のときも、押さえといいますか、保険のようなものなんですけれども、どうしても活動が厳しいということもありますし、なかなかコミュニティそのものが閑散としてるところもありますので、団員を獲得というのは非常に大きな問題になってきます。団員を獲得、どうするかといいますと、やはり、消防団の活動環境ですね。自分から入ってやろうと思えるような活動環境を整備する、整えていくということが重要だと思うんですけど。その中には、報酬でありますとか表彰制度でありますとか、ということも充実させていかなければならないだろうというふうに考えております。団員を支えている家族についても、表彰制度があるんちがうかというような議論もありますので、そういったものも含めて、環境を充実していくということで。

(仕分け人)

私はどちらかと言えば、消防団を応援してた方なんですけど、普段からかなり拘束時間が多くて、毎月消防小屋に集まって機材の点検をしたりとか、ポンプ操法大会の訓練で、毎晩夏は、夜仕事終わった後、集まって訓練して、炎天下の中で行進して、出初式とか、非常に拘束時間が長いボランティアであり、かつ、専業主婦とかお年寄りみたいに時間の余裕のある人がやるボランティアではなくて、現役バリバリのほとんど男性のボランティアになりますから、多少は費用弁償の側面も必要かなと。しかも拘束時間を考えると、この金額ではむしろ少ないくらいだと私は思っておりますし、小さな火事でしたら専門家だけでいいんでしょうけど、災害時、地震のときとかにも、あらゆる場所で火が出ていたら、やっぱり消防団以外誰も対応できませんので。そういった意味では、こういう地道な消防団活動というのはもっと顕彰されてもいいと思いますし、意外と夜中に集まって訓練しているさまというのはあまり知られていないと思います。もっと啓発活動をやったりして、頑張ってくださいなと。私はもう、事業仕分けの対象にする必要がないと思ってたぐらいですから。いわゆる、他のボランティアとちょっと手段っていうか、性格の違うボランティアじゃないかなという気がいたします。

(仕分け人)

私もこの消防とか、消防団というのは、本当に皆さんが安心して生活できるかっていうようなところに大きく関わるものなので、これはきちっとやっていかなければいけないことだなというふうに思います。それで1点、コストの方の話をさせていただきたいんですが、36 ページの一番下にあります各種負担金、これは 2,000 万円弱なんですけど、これって、どういったものに使われているんでしょうか。

(説明者)

大阪府の消防共済への負担金が 64 万 2,000 円、大阪府消防長会北河内地区支部負担金というのは 83 万 6,000 円であります。あと、消防協会消防団員福祉共済負担金、あるいは消防費、消防賞じゅつ金共済会負担金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金となります。

(コーディネーター)

公務災害とか福利厚生というのは、じゃあいくらですか。

(説明者)

公務災害補償等共済基金負担金というのが 1,167 万 3,088 円です。

(仕分け人)

その公務災害のそのお金というのは、消防団員の方たちが安全に活動できるようにというところにかかるお金ですか。

(説明者)

災害補償と退職報償金の基金です。

(コーディネーター)

二つの。

(説明者)

合わせて。

(コーディネーター)

活動中に怪我とかされたときの補償だとか、死亡されたときの補償と、消防団員を終えて、退職されたときの報償金を積み立ててるということですか。

(仕分け人)

その共済は強制加入なんですか。

(説明者)

法律に基づいて市町村が支払う義務がある負担金になっておりまして、金額自体、政令で定められております。

(仕分け人)

定員が 500 人で、公務災害の共済基金に払っているのは 1,200 万円弱と、2 万円以上年額で払うわけですね。それで、賞じゅつ金は 30 年で 500 名以上と、1 名当たり賞じゅつ金っていくら出るんですか。死亡の場合。

(説明者)

あの、すいません。先ほど 500 名といいますか、全国でということですか。

(仕分け人)

これ、ですから全国規模の法律に基づくものということですので、その保険申請にいったときに、これは本当にペイしてるのかなというのは、ちょっと素朴な疑問があるんですけど。市の賞じゅつ金はいくらという規定になっているんでしょうか。

(説明者)

殉職者賞じゅつ金につきましては、特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる場合につきましては、2,700 万円。抜群の功労があり他の模範となると認められるときには 2,470 万円となっております。その他、特に顕著な功労があると認められるときに 1,500 万円、多大な功労があると認められるときは 900 万円となっております。

(仕分け人)

全国の消防団員というのは何人いるっていうのは何かデータにありますか。

(説明者)

現在、約 88 万人となっております。

(仕分け人)

その 88 万人で、枚方市の場合 500 人定員で 1,200 万円ということで考えると、88 万人だと相当な金額が集まりまして、それで 30 年で 2,700 万円と仮定して、500 名亡く



なったとして 135 億円、30 で割りましたら、年間で割り戻しますと、4 億円か 5 億円ぐらいの支出になるわけですが、これ、負担金に対して支払われている金額というのは、バランスしてるんですか。あんまり枚方市の話じゃなくなってきたんで、あれなんですけど、把握している範囲でちょっと教えて欲しいんですが。

(説明者)

災害共済金に 1,200 万円、消防団員と公務災害補償等共済基金掛金で 1,167 万 3,000 円。大阪府消防賞じゅつ金共済会負担金で 291 万 9,800 円となっております。

(仕分け人)

国レベルに納めるものと、大阪府レベルに納めるもので、賞じゅつの関係の負担金というのは、別々にまた、生じるわけですか。

(説明者)

賞じゅつ金につきましては。

(仕分け人)

すいません、ちょっと、もう一度、枚方市の話にぐっと引き戻して質問やり直させてください。大変恐縮です。2,000 万円近くお金があって、消防団員等公務災害補償の共済負担金ですか、1,167 万円としました。それでよろしいですか。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

その次に、大阪府の賞じゅつ金が 291 万。

(説明者)

消防賞じゅつ金共済会負担金が 291 万 9,800 円。

(仕分け人)

消防賞じゅつ金共済負担金ですか。291 万円と。その他に消防協会の 64 万円とか北河内の方で 84 万円とか、まだ 2,000 万円に足りませんが、あと何があるんでしょう。

(説明者)

福祉共済制度負担金が 143 万 4,000 円。

(仕分け人)

これは何のためのものですか。

(説明者)

公務以外の方で、病気とか怪我をされたときの共済金です。

(仕分け人)

これも法律で支払いが義務付けられているんですか。

(説明者)

これは法律では。

(仕分け人)

勤め人が多いということは、勤め先の方の健康保険等が出る話ではないんですか。二重にそういうことをやっているという形に一見映るんですが、どうなのでしょう。

(説明者)

これは消防団の活動の中でも、例えばお互いの共済で支払う見舞金でありますとか、それ以外も入っているかどうか分かりませんが、そういった種類の共済で、まあ自分達も、ということです。

(仕分け人)

そうするとこれは、各個人の報酬をもらっている中から、自前で支払うべき性格のものではないんですか。

(説明者)

還元されるのは本人か誰のものになるかわかりませんが、それはきちっと安心して消防活動できるということで、事業者といいますが、枚方市の方から払うべきようなことを考えております。

(仕分け人)

月額報酬があり、出勤訓練の場合の費用弁償があり、かつ、そういった場合の見舞金も、枚方市の方で全部支払いという形になっているわけで。それだけ重要な仕事というのはよく理解するんですが、自営業者でない形で、国民皆保険制度ができて以降、昭和23年からこの運営事業やっているわけですから、そういった社会保障の充実に伴って

見直すべき部分というのは、この負担金の部分で何かあったのではないのでしょうか。  
まだ、2,000 万円に満たないんですけど、あと何があるのでしょうか。

(コーディネーター)

制度自体は、枚方市さんが作っていらっしゃるんじゃないですね。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

この2,000 万円の大金までは、国が一律に全部設けているものと、大阪府が一律で設けているもの、この2つで尽きるという認識でよろしいですか。

(説明者)

そうです。

(仕分け人)

例えば、国に行ってるお金と、大阪府に行っているお金で分けたら、いくらずつになりますでしょうか。

(説明者)

国といいますか、基金に行っているお金としましては、1,167 万 3,088 円となります。あと消防協会、大阪府ではないんですが、消防協会に、もう 64 万 2,000 円、北河内市地区の消防協会に 83 万 6,000 円というふうになりまして、あと、先ほどから出てます大阪府消防賞じゅつ金共済会、イコール府というわけではないですけども、こちらの方に 291 万 9,800 円という金額は出ております。福祉共済制度につきましては、日本消防協会が設けている制度でして、143 万 4,000 円が支出されてます。

(仕分け人)

今の金額で、まだ2,000 万円に足りないんですけど、あと何があるのでしょうか。

(説明者)

基金についてはそれで。

(仕分け人)

今読み上げていっただけ金額を合計すると 1,758 万円という数字になるんですが、

200万円くらいまだ何かあるんですか。負担金1,985万円となっておるんですが、150万円くらいですか。180万円くらいですか。

(仕分け人)

ちょっといいですか、調べておいてもらって。

この制度、先程にも回答がはっきりなかったんですけども、そういった共済や掛金というのは、もう定められたものであるのであれば、これは議論しても仕方がないんですね。例えば、やめることができるものかどうか、あればその必要性について議論してもいいんですけども、これはもう皆決まっているんですと、国からこれだけ払えと言われてますというのであれば、議論の余地はないんですよ。どっちなんですか。

(説明者)

基本的には払わなければならないと理解しております。

(仕分け人)

すべてですか。

(説明者)

共済については、基本的には消防団の処遇を考えて入っているということですので、やめることができるかと言われれば、やめられないかもしれませんがね。別に法律でこの分は入らなくてはならないとなってるわけじゃない。

(仕分け人)

例えば、先ほど言われた消防の共済会、公務災害の部分というのは、たぶん、保険の部分と、あとは退職金の積立部分があるんじゃないですか。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

そうですね。参考にですけども、どこかの保険会社か引き受け会社があるのか、独自の何らかの財団なのかご存知ですか。総務省とか消防庁とか外郭とか。

(説明者)

共済基金。

(仕分け人)

基金を運用する場合、民間保険会社に引き受けを依頼する場合と、独自の資産で運用する場合がありますよね。

(説明者)

すいません、実際の運用はどこがやってるかは、ちょっと把握してません。

(仕分け人)

わかりました。いいですけど、わかりました。

それと今のね、退職手当はこの共済の積立から出るということなんですね。先ほど金額言われましたよね。色んな評価があって、金額が決まるんですね。それは、賞じゅつの方ですか。退職の方はいくら出るんですか。こっちは。

(説明者)

退職報償金につきましては、5年以上勤められた団員さんに支払えるものでして、5年以上10年未満勤務の方でしたら、14万4,000円。階級によって金額が変わってくるんですけども、最高の団長まで務められた方で、30年以上お勤めされた場合、92万9,000円が支払われます。

(仕分け人)

それは、この三つの一番下の枠の中で言えば、一番上の段にある消防団員退職手当というやつですか。それとも、下にある各種負担金の共済の中の退職慰労金ですか。私の聞くところによると、消防団員の退職手当はそんな金額じゃないですよ。

(説明者)

今説明したとおり、30年後で団長ですと92万9,000円。

(仕分け人)

ですから、それは、どっち、上の方ですか、下の方ですか。

(説明者)

上の方と言いますと。

(仕分け人)

上の消防団員の報酬とかと一緒に、退職手当なんですね。これは枚方市が決める手当ですか、それとも何らかの指示があって全国一律で決まってるのかですか。

(説明者)

条例で決めてるんですね。

(仕分け人)

上は条例で決めているんですね。

(説明者)

条例の定めるところによりという。

(仕分け人)

それだけでは、やっぱりこんなしんどい仕事をしてても足りないだろうから、皆で共済で掛金を掛けていって、それに何倍か上乘せしようというのが、下の各種負担金の中にある共済ですよ。その共済も自治体が掛けるようにと国が指示をしているんですか。してるんなら、それでいいんですけど。

(説明者)

財源内訳の中に、その他というところで、21年度決算で397万4,000円と記載してるんですけども、これは退職報償金で支出している額と同じ額で、397万4,000円。

(コーディネーター)

今おっしゃったのは、消防団へ直接払うのは、一番上の団員報酬、退職手当ということで払っているんですね。その払うための基金の積立というのが、この負担金だということです。その説明がなかったのが、ちょっと混乱したかなという。要は、その基金にいったん入れるためには、この負担金というのを払うようにして、負担金から退職に見合う分だけもらって、市がまた支出という仕組みなんですね。

すみません、じゃあ、評価シートを書いていただきまして、決を採りたいと思います。

ちょっとその間を利用しまして、私ちょっと確認したかったのは、出勤にかかっている人数って、1回平均4.3人、訓練が11人で、啓発が19人になってるわけなんですけども、この4人とかで実際に出動のときの活動ってできちゃうんですか。

(説明者)

消防団が火災出動する場合は、もちろん本職の消防署の職員も出動されてまして、まあ出動全部が実際消火活動に伴うものばかりじゃございませんので、誤報とかボヤとかいう場合もありますので、平均したらこの人数ということになっております。

(コーディネーター)

では、決を採ります。

では、消防団運営事業について、決を採ります。この事業、1 番不要(0 人)。2 番民間(0 人)。2 番 国・府・広域(0 人)。3 番枚方市・要改善(1 人)。4 番枚方市・現行通(5 人)。

では、枚方市・現行通ということで、ご意見を伺いたいと思います。

(仕分け人)

私、現行通りということで手を挙げたんですけども、現行通りしかないのかなと思って挙げただけなんです。ただ、今色々ご意見が出てたように、枚方という場所、枚方でも地域色々ありますよね、分団も 10 個しかないのに、コミュニティは 45 あるのにね。それで、防災の体制って、自主防災会を中心に構築しつつあるんですけど、その中で消防団の立ち位置というのは、特に私らの地元でしたら、ほとんど皆無なんですよね。そうではなくて、伝統ある消防団の、お祭りなんかでは非常にお世話になってますし、訓練なんかでもお世話になってますから、そういうものを再構築するようなことを考えていただいて、手当云々の話は先ほども不毛だと言ったんですけども、決められたものは仕方がないので。もしそうじゃないところで、何かうやむやしたものがあんなら、すっきりしていただきたいなと思いますけども。そういう意味で、より今の時代に合った、今の枚方に合った消防団、消防団の方も誇りを持って、消防団のことを皆尊敬できるような事業運営作りを是非やっていただきたいと思います。

(仕分け人)

正規の消防団員だと隊員訓練もあれだと思うんですが、例えば自衛隊ですと、予備自衛官という制度もございますね。何かもう少し負担が軽くて、そういうところもいざというときには、参加意識ができるような中間的なものというものをお考えいただいたら裾野が広がるかなと思いますので、ちょっと雑談のアイデアのレベルなんですが、またそんなこともお考えいただきたいと思っております。

(コーディネーター)

では少数で。

(仕分け人)

私は一応枚方市の要改善ということで、先ほども申しましたけど、女性消防団につきましては、これは私は良かったなと思っております。これからは、やっぱり枚方市消防団の 476 名、の方への危機管理室の指導、教育、これを徹底していただきたいなと思います。私が見た目では、まだまだ消防団としてのやっていくことが、たくさんあるよう

に思います。是非とも、これから消防団の行く末を養育していただきたいなと思います。

(コーディネーター)

ありがとうございます。

それでは、この事業については、現行通りということになります。

ちょっとコメントしていきたいんですが、消防団を考えると消防団だけを考えるわけにはいかないもんですから、枚方市さんとして、この危機管理室として、大災害時、大規模災害時にどういう体制を組むのかというのをまず念頭に置く中で、常備消防のやること、消防団がやること、自主防がやることという、防災計画というのがたぶんあると思いますので、そこできっちり位置付けをしてるはずなんですね。それが機能するような仕組みとなるような運営事業にしてほしいというのがたぶん皆さんの意見で、現行通りでやむを得ないでしょうという発言だったと思います。

参考までに申し上げますと、今ちょうどおっしゃったようなご意見の消防団員が実際にいまして、消防団員、実は浜松も定数が確保できない状態になっております。それは勤めにくくなっているっていうのもあるし、人が減ってるという状況もあります。その中で、消防団を退職したOBを実際の災害時だけに臨時的に消防団員にするという仕組みを作っています。それで一応消防団員の確保をしています。それでないと、実際に防災計画に則った活動ができないということで、苦肉の策として生み出してますので、そのようなものも検討していただいた中で、枚方市として今後どうして行くかということで考えていただければと思います。

それでは、事業番号 8 番、消防団運営事業につきましては、枚方市・現行通となりまして、仕分け人さんのご意見等を踏まえて、是非良い方向に展開するようにご検討いただきたいと思います。

では、この事業を終了させていただきます。

ありがとうございました。